

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
法 務 ・ 法 人 局
法 制 文 書 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

目 次 ページ

条 例

○北海道税条例の一部を改正する条例……………（税務課） 1

条 例

北海道税条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成29年3月31日

北海道知事 高 橋 はるみ

北海道条例第41号

北海道税条例の一部を改正する条例

北海道税条例（昭和25年北海道条例第56号）の一部を次のように改正する。

第27条の2中「第32条第13項の申告書」を「第32条第13項に規定する特定配当等申告書」に、「同条第15項の申告書」を「同条第15項に規定する特定株式等譲渡所得金額申告書」に改める。

第34条の2中「（第36条の2第1項において「内国法人」という。）」及び「及び第36条の2第1項」を削る。

第36条の2第1項中「内国法人」を「法人」に、「又は第67条の18第1項」を「、第66条の4の3第1項又は第67条の18第1項」に、「」をした場合（外国法人が租税条約の規定に基づき当該外国法人に係る）」を「以下この項において同じ。）をした場合又は」に、「又は締約者」を「若しくは締約者」に改め、「（租税特別措置法第66条の4第1項又は第66条の4の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を削り、「第55条第1項若しくは第2項の規定によって」を「第55条第1項若しくは第2項の規定により」に、「によって更正を」を「により更正を」に、「第9条の9の4第1項各号に掲げる場合にあっては、同項に規定する」を「で定める場合には、政令で定める」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改める。

第36条の3第1項中「基づき国税庁長官」の次に「又は当該租税条約の条約相手国等の権限ある当局」を加え、「によって計算した」を「により計算した」に、「第55条第1項若しくは第2項の規定によって」を「第55条第1項若しくは第2項の規定により」に、「によって更正を」を「により更正を」に、「第9条の9の5第1項各号に掲げる場合にあっては、同項に規定する」を「で定める場合には、政令で定める」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改める。

第41条第1項の表中「によって」を「により」に、「においては」を「には」に、「3月以内（やむを得ない事情があると認められる場合には、知事の指定する月数の）」を「3月以内（法第72条の25第3項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める）」に、「4月以内（やむを得ない事情があると認められる場合には、知事の指定する月数の）」を「4月以内（法第72条の25第5項各号に掲げる場合に該当するときは、当該各号に定める）」に改め、同条の次に次の1条を加える。

（災害等による期限の延長に係る中間申告納付の特例）

第41条の2 第20条の規定により申告及び納付に関する期限が延長されたことにより、法第72条の26第1項の規定による申告納付（以下この条において「中間申告納付」という。）に係る期限と当該中間申告納付に係る事業年度の法第72条の28第1項の規定による申告納付に係る期限とが同一の日となる場合には、法第72条の26第1項の規定にかかわらず、当該中間申告納付をすることを要しない。

第42条の2第1項中「法第72条の19に規定する内国法人」を「法人」に、「又は第67条の18第1項」を「、第66条の4の3第1項又は第67条の18第1項」に、「」をした場合（」を「以下この項において同じ。）をした場合又は」に改め、「（租税特別措置法第66条の4第1項又は第66条の4の3第1項の規定の適用がある場合の申立てに限る。）」を削り、「を含む。）には」を「には」に、「第72条の41の2第1項若しくは第2項の規定によって」を「第72条の41の2第1項若しくは第2項の規定により」に、「第32条の2第1項に規定する」を「で定める」に、「によって更正を」を「により更正を」に、「第32条の2第2項各号に掲げる場合にあっては、同項に規定する」を「で定める場合には、政令で定める」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改める。

第42条の3第1項中「基づき国税庁長官」の次に「又は当該租税条約の条約相

手国等の権限ある当局」を加え、「第72条の41の2第1項若しくは第2項の規定によって」を「第72条の41の2第1項若しくは第2項の規定により」に、「第32条の3第1項に規定する」を「で定める」に、「によって更正を」を「により更正を」に、「第32条の3第2項各号に掲げる場合にあっては、同項に規定する」を「で定める場合には、政令で定める」に改め、同項ただし書中「によって」を「により」に改める。

附則第6条第1項中「平成30年度」を「平成33年度」に改める。

附則第6条の5第2項中「、第22項」を「の規定による申告書（前項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第22項）に改め、「更正請求書」の次に「を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。）」を、「控除する金額」の次に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削り、同条第5項中「、第22項」を「の規定による申告書（第3項の規定により控除を受ける金額を増加させる同条第22項）に改め、「更正請求書」の次に「を提出する場合には、当該申告書又は更正請求書を含む。）」を、「控除する金額」の次に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削る。

附則第7条の2第1項中「第72条の48第2項に規定する事業税額の課税標準の」を「第72条の48第3項に規定する」に改め、同条第2項中「若しくは第72条の28」を「又は第72条の28」に、「申告書、」を「申告書（前項の規定により控除を受ける金額を増加させる）」に改め、「更正請求書」の次に「を提出する場合には、当該修正申告書又は更正請求書を含む。）」を、「控除する金額」の次に「の計算の基礎となる特定寄附金の額」を加え、「を基礎として計算した金額」を削る。

附則第7条の2の6中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同条ただし書中「にあっては」を「には」に改める。

附則第7条の4第3項中「附則第9条の2第1項に規定する」を「で定める」に、「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「附則第9条の2第2項に規定する」を「で定める」に改める。

附則第7条の6中「法第388条第1項の」を削り、「の修正基準」を「に規定する修正基準」に改める。

附則第8条の2を削る。

附則第8条の2の2中「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同条を附則第8条の2とする。

附則第8条の2の3第5項中「ガソリン自動車（乗用車又は車両総重量が2.5トン以下のバス若しくはトラックであって、次のいずれにも該当するもので総務省令附則第4条の5第27項に規定するものに限る。）」を「次に掲げる自動車」に、「前3項又は附則第8条の2の5第6項から第11項」を「第2項から前項まで又は附則第8条の2の4第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の105を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定め

るもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率以上であること。

附則第8条の2の3第5項を同条第8項とし、同条第4項中「前2項又は附則第8条の2の5第6項から第11項」を「第2項から前項まで又は附則第8条の2の4第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「100分の60」を「100分の75」に改め、同項第1号アを削り、同号イ中「附則第4条の5第20項に規定する」を「で定める」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第8条の2の3第4項第1号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号イを同号アとし、同号ウ中「附則第4条の5第21項に規定する」を「で定める」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出

量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第8条の2の3第4項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号イとし、同項第2号ア中「附則第4条の5第22項に規定する」を「で定める」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第8条の2の3第4項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第4条の5第23項に規定する」を「で定める」に改め、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第24項に規定する」を「で定める」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第8条の2の3第4項第2号エ及びオを削り、同項を同条第7項とし、同条第3項中「前項又は附則第8条の2の5第6項から第11項」を「前3項又は附則第8条の2の4第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「100分の40」を「100分の50」に改め、同項第1号ア及びイを削り、同号ウ中「附則第4条の5第12項に規定する」を「で定める」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の

1を超えないこと。

附則第8条の2の3第3項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号アとし、同号エ中「附則第4条の5第13項に規定する」を「で定める」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第8条の2の3第3項第1号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号イとし、同項第2号ア中「附則第4条の5第14項に規定する」を「で定める」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年輕油軽中量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第8条の2の3第3項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第4条の5第15項に規定する」を「で定める」に改め、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第16項に規定する」を「で定める」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。
- b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第8条の2の3第3項第2号エ及びオを削り、同項を同条第5項とし、同項の次に次の1項を加える。

6 次に掲げる自動車ですべて新規登録等を受けるものの取得（第2項から前項

まで又は附則第8条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第50条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の60を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

(2) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量

が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

- (イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の3第2項中「（道路運送車両法第7条の規定による登録又は同法第59条の規定による検査（検査対象軽自動車に係るものに限る。）をいう。次項から第5項まで及び附則第8条の2の5において同じ。）」を削り、「附則第8条の2の5第6項から第11項」を「前項又は附則第8条の2の4第6項から第12項」に、「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に、「前項」を「第1項」に、「100分の20」を「100分の25」に改め、同項第1号中「（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第8条の2の5第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項から第5項まで及び同条において同じ。）」並びにア及びイを削り、同号ウ中「附則第4条の5第3項に規定する」を「で定める」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第8条の2の3第2項第1号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同号ウを同号アとし、同号エ中「附則第4条の5第4項に規定する」を「で定める」に改め、同号エ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の3を超えないこと。

- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

附則第8条の2の3第2項第1号エ(イ)を削り、同号エ(ウ)を同号エ(イ)とし、同号エを同号イとし、同項第2号中「附則第8条の2の5第1項第3号」を「附則第8条の2の4第1項第3号」に、「次項及び第4項」を「第5項第2号及び第7項第2号」に、「同条」を「同条第1項から第4項まで」に改め、同号ア中「附則第4条の5第5項に規定する」を「で定める」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（第5項第2号及び第7項第2号並びに附則第8条の2の4第1項第7号において「平成30年軽油軽中量車基準」という。）に適合すること。
- b 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第8条の2の4第1項第7号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油軽中量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

附則第8条の2の3第2項第2号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第4条の5第6項に規定する」を「で定める」に改め、同号ウ中「7.5トン」を「3.5トン」に、「附則第4条の5第7項に規定する」を「で定める」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 道路運送車両法第41条の規定により平成28年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（第5項第2号及び第7項第2号並びに附則第8条の2の4第1項第7号において「平成28年軽油重量車基準」という。）に適合すること。

- ｂ 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日（車両総重量が12トン以下のものにあつては、平成22年10月1日）以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第8条の2の4第1項第7号において「平成21年軽油重量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年軽油重量車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないこと。

附則第8条の2の3第2項第2号エ及びオを削り、同項を同条第3項とし、同項の次に次の1項を加える。

- 4 次に掲げる自動車であつて初めて新規登録等を受けるものの取得（前2項又は附則第8条の2の4第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。）に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第50条及び第1項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は第1項に定める率に100分の40を乗じて得た率とする。

(1) 次に掲げるガソリン自動車

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が基準エネルギー消費効率であつて平成32年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの（以下この条及び附則第8条の2の4第1項第4号から第6号までにおいて「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

- (2) 石油ガス自動車（液化石油ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第8条の2の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。第6項第2号及び第8項第2号並びに同条において同じ。）のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第8条の2の4第1項第6号において「平成30年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの（以下この条及び附則第8条の2の4第1項第6号において「平成17年石油ガス軽中量車基準」という。）に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の3第1項の次に次の1項を加える。

- 2 ガソリン自動車（ガソリンを内燃機関の燃料として用いる自動車をいい、附則第8条の2の4第1項第3号に掲げる自動車に該当するものを除く。次項か

ら第8項まで及び同条第1項から第5項までにおいて同じ。) (車両総重量(道路運送車両法第40条第3号に規定する車両総重量をいう。次項から第8項まで及び附則第8条の2の4において同じ。))が2.5トン以下のバス又はトラックであって、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるものに限る。)で初めて新規登録等(同法第7条第1項に規定する新規登録又は同法第60条第1項後段の規定による車両番号の指定(同項に規定する検査対象軽自動車に係るものに限る。))をいう。次項から第8項まで及び附則第8条の2の4第1項から第12項までにおいて同じ。)を受けるものの取得(同条第6項から第12項までの規定の適用がある場合の自動車の取得を除く。)に対して課する自動車取得税の税率は、当該取得が平成30年3月31日までに行われたときに限り、第50条及び前項の規定にかかわらず、当該取得についてこの項の規定の適用がないものとした場合に適用されるべき同条又は前項に定める率に100分の20を乗じて得た率とする。

(1) 次のいずれかに該当すること。

ア 道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた自動車排出ガスに係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術基準(以下この項から第4項まで及び附則第8条の2の4第1項第2号において「排出ガス保安基準」という。)で総務省令で定めるもの(以下この条及び同項第4号において「平成30年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成17年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この条及び附則第8条の2の4第1項から第5項までにおいて「平成17年ガソリン軽中量車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(2) エネルギーの使用の合理化等に関する法律(昭和54年法律第49号)第80条第1号イに規定するエネルギー消費効率(以下この条及び附則第8条の2の4第1項から第5項までにおいて「エネルギー消費効率」という。)が総務省令で定めるエネルギー消費効率(第4項第1号及び附則第8条の2の4第

1項第5号において「基準エネルギー消費効率」という。)であって平成27年度以降の各年度において適用されるべきものとして定められたもの(次項から第8項まで及び附則第8条の2の4第1項において「平成27年度基準エネルギー消費効率」という。)に100分の120を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の3を附則第8条の2の2とし、附則第8条の2の4を附則第8条の2の3とする。

附則第8条の2の5第1項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項第2号を次のように改める。

(2) 次に掲げる天然ガス自動車(専ら可燃性天然ガスを内燃機関の燃料として用いる自動車で総務省令で定めるものをいう。以下この号において同じ。)

ア 車両総重量が3.5トン以下の天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの

イ 道路運送車両法第41条の規定により平成21年10月1日(車両総重量が3.5トンを超え12トン以下の天然ガス自動車にあっては、平成22年10月1日)以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるもの(以下この号において「平成21年天然ガス車基準」という。)に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えない天然ガス自動車で総務省令で定めるもの

附則第8条の2の5第1項第3号中「総務省令附則第4条の4第4項に規定する」、「総務省令附則第4条の4第5項に規定する」及び「同条第6項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第4号ア中「附則第4条の4第7項に規定する」を「で定める」に改め、同号ア(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の

1を超えないこと。

附則第8条の2の5第1項第4号ア(イ)を削り、同号ア(ウ)中「100分の120」を「100分の130」に改め、同号ア(ウ)を同号ア(イ)とし、同号イ中「附則第4条の4第10項に規定する」を「で定める」に改め、同号イ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第8条の2の5第1項第4号イ(イ)を削り、同号イ(ウ)を同号イ(イ)とし、同号ウ中「附則第4条の4第11項に規定する」を「で定める」に改め、同号ウ(ア)を次のように改める。

(ア) 次のいずれかに該当すること。

- a 平成30年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。
- b 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

附則第8条の2の5第1項第4号ウ(イ)を削り、同号ウ(ウ)を同号ウ(イ)とし、同項第5号中「総務省令附則第4条の6第1項に規定する」及び「同条第2項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同号ア中「附則第4条の6第3項に規定する」を「で定める」に改め、同号ア(ウ)中「100分の180」を「100分の195」に改め、同号イ中「附則第4条の6第4項に規定する」を「で定める」に改め、同項第6号ア中「うち、」の次に「平成30年輕油軽中量車基準又は」を加え、同号イを次のように改める。

イ 車両総重量が3.5トンを超えるバス又はトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの（電力併用自動車に限る。）

(ア) 次のいずれかに該当すること。

a 平成28年輕油重量車基準に適合すること。

b 平成21年輕油重量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物及び粒子状物質の排出量が平成21年輕油重量車基準に定める窒素酸化物及び粒子状物質の値の10分の9を超えないこと。

(イ) エネルギー消費効率が平成27年度基準エネルギー消費効率に100分の115を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の5第1項第6号を同項第7号とし、同項第5号の次に次の1号を加える。

(6) 石油ガス自動車のうち、次のいずれにも該当する乗用車で総務省令で定めるもの

ア 次のいずれかに該当すること。

(ア) 平成30年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成30年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の2分の1を超えないこと。

(イ) 平成17年石油ガス軽中量車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成17年石油ガス軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

イ エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上であること。

附則第8条の2の5第2項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

- (1) 附則第8条の2の2第2項又は第3項第1号に掲げるガソリン自動車
- (2) ガソリン自動車（車両総重量が2.5トン以下のトラックであって、平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車であるものに限る。）のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

ア 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

イ 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

ウ エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の150を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第8条の2の2第3項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車

に限る。)

附則第8条の2の5第3項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項第1号中「附則第8条の2の3第3項第1号」を「附則第8条の2の2第4項第1号又は第5項第1号」に改め、同項第2号中「附則第4条の6第7項に規定する」を「で定める」に改め、同号ア(ウ)中「100分の150」を「100分の180」に改め、同号イ中「附則第4条の6第8項に規定する」を「で定める」に改め、同項第3号中「附則第8条の2の3第3項第2号エ又はオ」を「附則第8条の2の2第5項第2号ウ」に改め、同号を同項第4号とし、同項第2号の次に次の1号を加える。

(3) 附則第8条の2の2第4項第2号に掲げる石油ガス自動車

附則第8条の2の5第4項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第8条の2の2第6項第1号又は第7項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の165を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第8条の2の2第6項第2号に掲げる石油ガス自動車

(4) 附則第8条の2の2第7項第2号ウに掲げる軽油自動車（電力併用自動車

に限る。)

附則第8条の2の5第5項中「平成29年3月31日」を「平成30年3月31日」に改め、同項各号を次のように改める。

(1) 附則第8条の2の2第8項第1号に掲げるガソリン自動車

(2) 次に掲げるガソリン自動車（平成22年度基準エネルギー消費効率算定自動車に限る。）

ア 乗用車のうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の138を乗じて得た数値以上であること。

イ 車両総重量が2.5トン以下のトラックのうち、次のいずれにも該当するもので総務省令で定めるもの

(ア) 平成17年ガソリン軽中量車基準に適合すること。

(イ) 窒素酸化物の排出量が平成17年ガソリン軽中量車基準に定める窒素酸化物の値の4分の1を超えないこと。

(ウ) エネルギー消費効率が平成22年度基準エネルギー消費効率に100分の132を乗じて得た数値以上であること。

(3) 附則第8条の2の2第8項第2号に掲げる石油ガス自動車

附則第8条の2の5第6項中「附則第4条の6の2第1項に規定する」を「で定める」に、「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号中「附則第4条の6の2第2項に規定する」を「で定める」に改め、同条第7項中「附則第4条の6の2第3項に規定する」を「で定める」に、「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に、「附則第8条の2の5第7項」を「附則第8条の2の4第7項」に改め、同項第2号中「附則第4条の6の2第4項に規定する」を「で定める」に改め、同条第8項中「附則第4条の6の2第5項に規定する」を「で定める」に、「平成29年3月31日」を「平成31年3月31日」に改め、同項第2号中「附則第4条の6の2第6項に規定する」を「で定める」に改め、同条第9項中「附則第4条の6の2第7項に規定する」を「で定める」に、「平成29年3月31日（第4号）」を「平成31年3月31日（第3号）」に、「平成28年10

月31日」を「平成30年10月31日」に改め、同項第1号中「総務省令附則第4条の6の2第8項に規定する」及び「同条第9項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、「（第11項）の次に「及び第12項」を加え、「附則第4条の6の2第10項に規定する」を「で定める」に、「及び第11項」を「から第11項まで」に、「及び道路運送車両法第41条」を「及び同条」に、「附則第4条の6の2第11項に規定する」を「で定める」に改め、同項第2号中「附則第4条の6の2第12項に規定する」を「で定める」に、「及び第11項」を「から第11項まで」に改め、同項第4号を削り、同条第10項中「前項第4号に」を「次に」に、「附則第4条の6の2第13項に規定する」を「で定める」に、「当該取得が平成28年11月1日から平成29年3月31日」を「第1号に掲げるトラックにあっては当該取得が平成30年11月1日から平成31年3月31日までに行われたときに限り、第2号に掲げるトラックにあっては当該取得が平成29年4月1日から平成30年10月31日」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 車両総重量が8トンを超え20トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成28年2月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

(2) 車両総重量が20トンを超え22トン以下のトラックであって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年9月1日以降に適用されるべきものとして定められた車両安定性制御装置に係る保安基準及び同条の規定により平成24年4月1日以降に適用されるべきものとして定められた衝突被害軽減制動制御装置に係る保安基準のいずれにも適合するもの

附則第8条の2の5第11項中「附則第4条の6の2第14項に規定する」を「で定める」に、「平成29年3月31日（第5号）」を「平成31年3月31日（第4号）」に、「平成28年10月31日」を「平成30年10月31日」に改め、同項第5号を削り、同条第12項を同条第13項とし、同条第11項の次に次の1項を加える。

12 車両総重量が12トンを超えるバス等であって、道路運送車両法第41条の規定により平成27年8月1日以降に適用されるべきものとして定められた車線からの逸脱に対する安全性の向上を図るための装置（以下この項において「車線逸脱警報装置」という。）に係る保安上又は公害防止その他の環境保全上の技術

基準で総務省令で定めるものに適合するもののうち、車線逸脱警報装置を備えるもの（総務省令で定めるものに限る。）で初めて新規登録等を受けるものの取得に係る第49条第1項の規定の適用については、当該取得が平成31年3月31日までに行われたときに限り、同項中「取得価額」とあるのは、「取得価額から175万円を控除して得た額」とする。

附則第8条の2の5を附則第8条の2の4とし、同条の次に次の1項を加える。
（自動車取得税の賦課徴収の特例）

第8条の2の5 知事は、納付すべき自動車取得税の額について不足額があることを第53条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（法附則第12条の2の5第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したことによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を当該不足額に係る自動車について法第129条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第2項の規定その他の自動車取得税に関する規定（法第132条及び第133条の規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における法第129条第2項の規定による決定により納付すべき自動車取得税の額は、前項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 第1項の規定の適用がある場合における法第17条の5第1項及び第18条第1項の規定の適用については、法第17条の5第1項中「5年」とあるのは「7年」と、法第18条第1項中「5年間」とあるのは「7年間」とする。

附則第8条の2の7第5項中「前項」を「前2項」に改め、「附則第8条の2の7第4項」の次に「又は第5項」を加え、同項を同条第6項とし、同条第4項中「においては」を「には、前項の規定の適用があるときを除き」に、「前項」を「第3項」に改め、同項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第1項第1号に掲げる軽油の引取りを行った自衛隊の船舶の使用者が、平

成30年3月31日までに次に掲げる規定により当該引取りに係る軽油を譲渡する場合には、当該軽油の譲渡については、前項の規定により読み替えられた第61条の2第1項（第3号に係る部分に限る。）の規定にかかわらず、軽油引取税を課さない。

- (1) 重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成11年法律第60号）第6条第1項（同法第7条第8項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成12年法律第145号）第5条第7項において準用する場合を含む。）
- (2) 武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成16年法律第113号）第10条第1項
- (3) 国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成27年法律第77号）第7条第1項（同法第8条第8項及び重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律第5条第7項において準用する場合を含む。）

附則第8条の3第1項中「平成28年度分」を「平成29年度分及び平成30年度分」に改める。

附則第8条の4第1項中「総務省令附則第5条第1項に規定する」、「同条第2項に規定する」、「同条第3項に規定する」、「同条第4項に規定する」及び「総務省令附則第5条第5項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第1号中「平成16年3月31日」を「平成18年3月31日」に改め、同項第2号中「平成18年3月31日」を「平成20年3月31日」に改め、同条第3項第2号中「第4号及び第5号」を「第4号及び第5号並びに第5項」に、「附則第5条の2第1項に規定する」を「で定める」に、「この号」を「この号及び同項第2号」に、「同条第2項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第3号中「附則第5条の2第3項に規定するものをいう」を「で定めるものをいう。第5項第3号において同じ」に改め、同項第4号中「次項において「エネルギー消費効率」を「以下この項から第6項までにおいて「エネルギー消費効率」に、「附則第5条の2第4項に規定する」を「で定める」に改め、「定められたもの」の次に「（第5項及び第6項において「平成32年度基準エネルギー消費効率」という。）」を加え、「附則第5条の2第5項に規定するもの（次項）を「で定めるも

の（次項から第6項まで）に、「同条第6項に規定する」を「総務省令で定める」に改め、同項第5号中「除く」の次に「。第5項第5号において同じ」を加え、「附則第5条の2第7項に規定するもの」を「で定めるもの（同号において「平成21年軽油軽中量車基準」という。）」に改め、同条第4項中「附則第5条の2第8項に規定する」を「で定める」に改め、同条第5項中「前2項」を「第3項から前項まで」に改め、同項を同条第7項とし、同条第4項の次に次の2項を加える。

5 次に掲げる自動車に対する第64条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第3項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

- (1) 電気自動車
- (2) 天然ガス自動車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成21年天然ガス車基準に適合し、かつ、窒素酸化物の排出量が平成21年天然ガス車基準に定める窒素酸化物の値の10分の9を超えないもので総務省令で定めるもの
- (3) 充電機能付電力併用自動車
- (4) エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の130を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準に定める窒素酸化物の値で総務省令で定めるもの（次項において「平成30年窒素酸化物排出許容限度」という。）の2分の1を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの
- (5) 軽油を内燃機関の燃料として用いる乗用車のうち、道路運送車両法第41条の規定により平成30年10月1日以降に適用されるべきものとして定められた排出ガス保安基準で総務省令で定めるものに適合するもの又は平成21年軽油軽中量車基準に適合するもの

6 エネルギー消費効率が平成32年度基準エネルギー消費効率に100分の110を乗じて得た数値以上の自動車のうち、窒素酸化物の排出量が平成30年窒素酸化物排出許容限度の2分の1を超えないもので総務省令で定めるもの又は窒素酸化物の排出量が平成17年窒素酸化物排出許容限度の4分の1を超えないもので総務省令で定めるもの（前項の規定の適用を受ける自動車を除く。）に対する第64条の規定の適用については、当該自動車が平成29年4月1日から平成30年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成30年度分の自動車税に限り、当該自動車が平成30年4月1日から平成31年3月31日までの間に新車新規登録を受けた場合には平成31年度分の自動車税に限り、第4項の表の左欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

附則第8条の4の次に次の1条を加える。

（自動車税の賦課徴収の特例）

第8条の5 知事は、納付すべき自動車税の額について不足額があることを第65条の納期限（納期限の延長があつたときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が、国土交通大臣の認定等（法附則第12条の4第1項に規定する国土交通大臣の認定等をいう。以下この項において同じ。）の申請をした者が偽りその他不正の手段（当該申請をした者に当該申請に必要な情報を直接又は間接に提供した者の偽りその他不正の手段を含む。）により国土交通大臣の認定等を受けたことを事由として国土交通大臣が当該国土交通大臣の認定等を取り消したることによるものであるときは、当該申請をした者又はその一般承継人を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（第66条及び第67条並びに法第153条の規定を除く。）を適用する。

2 前項の規定の適用がある場合における納付すべき自動車税の額は、同項の不足額に、これに100分の10の割合を乗じて計算した金額を加算した金額とする。

3 第1項の規定の適用がある場合における法第17条の5第3項、第18条第1項及び第163条第1項の規定の適用については、法第17条の5第3項中「3年」とあるのは「7年」と、法第18条第1項中「5年間」とあるのは「7年間」と、法第163条第1項中「納期限の延長があつた場合においては、その延長された納期限とする。以下自動車税について同様とする」とあるのは「附則第12条の

4第2項の規定の適用がないものとした場合の当該自動車の所有者についての自動車税の納期限とし、当該納期限の延長があつた場合には、その延長された納期限とする。以下この項において同じ」とする。

附則第9条の4の3第2項中「申告書」を「特定配当等申告書」に改め、「提出した場合」の次に「（次に掲げる場合を除く。）」を加え、同項に次の各号を加える。

(1) 法第32条第13項ただし書の規定の適用がある場合

(2) 法第32条第13項第1号に掲げる申告書及び同項第2号に掲げる申告書がいずれも提出された場合におけるこれらの申告書に記載された事項その他の事情を勘案して、前項の規定を適用しないことが適当であると市町村長が認めるとき。

附則第9条の5第4項中「平成29年3月31日」を「平成32年3月31日」に改める。

附則第10条の2第1項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「附則第13条の3第1項に規定する」を「で定める」に、「応じ」を「応じ、」に改め、同条第2項中「平成29年度」を「平成32年度」に、「政令附則第17条の2に規定する」及び「同条に規定する」を「政令で定める」に、「附則第13条の3第2項に規定する」を「で定める」に改め、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項の次に次の1項を加える。

4 第2項の規定の適用を受けた土地等の譲渡の全部又は一部が、特定非常災害の被害者の権利利益の保全等を図るための特別措置に関する法律（平成8年法律第85号）第2条第1項の規定により特定非常災害として指定された非常災害に基因するやむを得ない事情により、第2項に規定する期間内に租税特別措置法第31条の2第2項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することが困難となった場合で政令で定める場合において、当該期間の初日から当該期間の末日後2年以内の日で政令で定める日までの間に当該譲渡の全部又は一部が同項第12号から第16号までに掲げる土地等の譲渡に該当することとなることが確実であると認められることにつき総務省令で定めるところにより証明がされたときは、第2項及び次項の規定の適用については、第2項に規定する期間は、当該初日から当該政令で定める日までの期間とする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、平成29年4月1日から施行する。ただし、附則第7条の2第1項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の北海道税条例（以下「新条例」という。）第27条の2及び附則第9条の4の3第2項の規定は、平成29年度以後の年度分の個人の道民税について適用し、平成28年度分までの個人の道民税については、なお従前の例による。
- 3 新条例附則第10条の2第4項の規定は、道民税の納税義務者の同条第2項に規定する期間の末日がこの条例の施行の日（以下「施行日」という。）以後である同項に規定する確定優良住宅地等予定地のための譲渡について適用する。
- 4 新条例第36条の2第1項及び第36条の3第1項の規定は、施行日以後に開始する事業年度分の法人の道民税及び施行日以後に開始する連結事業年度分の法人の道民税について適用し、施行日前に開始した事業年度分の法人の道民税及び施行日前に開始した連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。
- 5 新条例附則第6条の5第2項及び第5項の規定は、法人が施行日以後に提出する地方税法（昭和25年法律第226号。以下「法」という。）第53条第22項若しくは第23項の規定による申告書若しくは法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係る法人の道民税又は施行日以後にされる法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正（施行日前に提出された法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係るものを除く。以下この項において同じ。）に係る事業年度分の法人の道民税若しくは施行日以後にされる法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の道民税について適用し、法人が施行日前に提出した法第53条第22項若しくは第23項の規定による申告書若しくは法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係る法人の道民税又は施行日前にされた法第55条第1項若しくは第3項の規定による更正に係る事業年度分の法人の道民税若しくは施行日前にされた同条第1項若しくは第3項の規定による更正に係る連結事業年度分の法人の道民税については、なお従前の例による。
- 6 次項に定めるものを除き、新条例の規定中法人の事業税に関する部分は、施

行日以後に開始する事業年度に係る法人の事業税について適用し、施行日前に開始した事業年度に係る法人の事業税については、なお従前の例による。

- 7 新条例附則第7条の2第2項の規定は、法人が施行日以後に提出する法第72条の33第2項若しくは第3項の規定による修正申告書若しくは法第20条の9の3第3項の規定による更正請求書に係る法人の事業税又は施行日以後にされる法第72条の39、第72条の41若しくは第72条の41の2の規定による更正（施行日前に提出された法第20条の9の3の規定による更正請求書に係るものを除く。）に係る事業年度分の法人の事業税について適用し、法人が施行日前に提出した法第72条の33第2項若しくは第3項の規定による修正申告書若しくは法第20条の9の3の規定による更正請求書に係る法人の事業税又は施行日前にされた法第72条の39、第72条の41若しくは第72条の41の2の規定による更正に係る事業年度分の法人の事業税については、なお従前の例による。
- 8 次項から附則第11項までに定めるものを除き、新条例の規定中自動車取得税に関する部分は、施行日以後の自動車の取得に対して課すべき自動車取得税について適用し、施行日前の自動車の取得に対して課する自動車取得税については、なお従前の例による。
- 9 知事は、納付すべき自動車取得税（施行日前の自動車の取得に対するものに限る。）の額について不足額があることを北海道税条例第53条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の取得者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、法第129条第4項の規定による通知をする前に、当該第三者（当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車取得税の納付を申し出る機会を与えるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を当該不足額に係る自動車について同条第1項に規定する申告書を提出すべき当該自動車の取得者とみなして、同条第2項の規定その他の自動車取得税に関する規定（法第132条及び第133条の規定を除く。）を適用する。
- 10 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。
- 11 附則第9項の適用がある場合における法第130条第2項の規定の適用については、同項中「第122条第1項」とあるのは「同項」と、「この節」とあるの

は「この項」と、「納期限までの期間又は当該納期限」とあるのは「納期限」とする。

12 新条例附則第8条の2の7第4項から第6項までの規定は、施行日以後の軽油の譲渡に対して課すべき軽油引取税について適用し、施行日前の軽油の譲渡に対して課する軽油引取税については、なお従前の例による。

13 次項及び附則第15項に定めるものを除き、新条例の規定中自動車税に関する部分は、平成29年度以後の年度分の自動車税について適用し、平成28年度分までの自動車税については、なお従前の例による。

14 知事は、納付すべき自動車税（平成28年度以前の年度分のものに限る。）の額について不足額があることを北海道税条例第65条の納期限（納期限の延長があったときは、その延長された納期限）後において知った場合において、当該事実が生じた原因が当該不足額に係る自動車の所有者以外の者（以下この項及び次項において「第三者」という。）にあるときは、法第13条第1項の規定による告知をする前に、当該第三者（当該第三者と政令で定める特別の関係がある者を含む。以下この項及び次項において同じ。）に対し、当該不足額に係る自動車税の納付を申し出る機会を与えるものとし、当該申出の機会を与えられた第三者が当該申出をしたときは、当該第三者を賦課期日現在における当該不足額に係る自動車の所有者とみなして、自動車税に関する規定（同条例第66条及び第67条並びに法第153条の規定を除く。）を適用する。

15 前項の規定による申出をした第三者は、当該申出を撤回することができない。

16 附則第9項から第11項まで及び前2項に定めるもののほか、これらの規定の適用がある場合における自動車取得税及び自動車税に関する規定の適用に関し必要な事項は、規則で定める。